

第三部

閣議決定編

昭和十三年一月十八日

(三十一)

閣議決定

昭和十三年ニ於ケル重要物資ノ供給確保ニ関スル件

昭和十三年ニ於ケル重要物資ノ供給状況ヲ推スルニ之カ供給ヲ海外ニ俟ツベキモノ極メテ多クソノ統制運用ヲ適切ニシ以テ軍事行動ニ伴フ軍需ノ充足ヲ確保スルト共ニ国民生活必需品ノ供給ノ円滑ヲ図リ併せて国際収支ノ均衡ヲ維持スルニハ極力国内ニ於ケル生産ヲ補充スルハ勿論一般民需ニ付相当強度ノ節約ヲ期スルノ要アリ叙上ノ実情ニ鑑ミ重要物資ノ供給計画ヲ樹ツルニ其ノ概要別冊一覽表ノ通りニシテ其ノ内容ハ需給変化ノ状況等ニ応ジ実状ニ即スル如ク修正ノ要アリト雖モ差当リ右一覽表ニ掲記スル数額ヲ目標トシテ補填対策ノ実現ヲ図ルコトハ現下喫緊ノ要務ナリトス
依ツテ関係各庁ハ協力連携シ左記要綱ニ依リ速ニ右対策ノ実行ニ着手スルモノトス

記

- 一 国内生産力拡充ノ為勞力、電力、機械器具、原材料等ノ配給ノ斡旋、技術ノ指導、資金ノ供給、補助金奨励金ノ交付、損失補償等必要ニ応ジ適宜ノ積極的助成策ヲ講ズルト共ニ関係産業ニ対スル監督統制ヲ強化シ以テ生産ノ計画化ヲ図リ全生産力ノ総合發揮ニ遺憾ナカラシムルコト
- 二 物資ノ輸入ヲ計画的ニシテ為替資金ノ有効適切ナル運用、物資供給ノ円滑ヲ図ルコト為之
- (イ) 別冊一覽表掲記要輸入数額(総所要金額三十億円)ヲ基準トシ毎四半期毎ニ次期四半期ノ輸入数額ヲ需給ノ状況、為替資金ノ実状ニ調和スルコトヲ定ムルコト
- (ロ) 右輸入数額ノ決定ハ関係各庁ノ職員ヨリナル委員会ニ於テ之ヲ

行フコト

(ハ) 輸入及為替ノ許可ハ右決定ニ基キ迅速ニ処理シ得ル様關係各

庁ニ於テ協力スルコト

三 輸入組合其ノ他輸入統制ニ関スル機構ヲ整備シ政府監督ノ下ニ統制アル輸入ヲナサシムルコト

四 「クレディット」設定、投資ノ方法ニ依ル物資ノ輸入、無為替輸入制ノ活用、清算協定ノ取極等ニ依リ必要物資ノ輸入力ノ増大ヲ図ルコト

五 尚求償關係ノ改善ニ関シ積極的ノ工作ヲ為スコト

六 重要物資ノ消費節約ヲ強化スルト共ニ配給機構ノ整備改善ヲ図リ配給ノ統制ヲ行ヒ以テ配給ノ適正円滑ヲ図ルコト

七 尚價格騰貴ヲ抑制スル為、発注ノ統制、思惑取引ニ対スル監督強化、價格ノ公定等適切ナル措置ヲ講スルコト

八 対策実施ニ伴ヒ発生スル虞アル失業、操業短縮又ハ休止其ノ他産業ノ跛行的運営ニヨリ生起スヘキ国民生活ノ不安、国民負担ノ不均衡ニ対シテハ官庁購買品ノ発注方法ヲ考慮シテ之レカ緩和ニ資スル外転業、作業転換等ニ付積極的斡旋ヲ行フト共ニ救済上遺憾ナキ措置ヲ講スルコト

九 物資ノ輸入制限ニ伴フ需給關係ノ不均衡ヲ緩和スル為此ノ際特ニ代用品ノ利用促進並ニ廃品ノ回收利用ニ付官民一致努力スルコト

十 前各号実施ノ為

- (イ) 所要機関ヲ整備拡充スルコト
- (ロ) 所要ノ教化宣伝ヲ一層強化スルコト

(ハ) 必要ナル法令ハ速ニ之ヲ整備スル外特ニ經費ヲ要スルモノハ追加予算トシテ提出スルコト

一〇 内地、外地、満州間ノ物資配給ヲ円滑ナラシメ且対策実施上為シ得ル限り歩調ヲ整一ナラシムル為特ニ相互間ノ協調連絡ヲ緊密ニスルコト

(終)

昭和十三年六月二十三日

(三二) 閣議決定

昭和十三年ニ於ケル重要物資需給計画改訂ニ関スル件

一月十八日閣議決定ニ依ル昭和十三年ニ於ケル重要物資需給計画ニ於テハ輸入力ヲ三十億円トシ軍民ヲ通ジ其ノ需要ニ圧縮ヲ加ヘ輸入物資ノ総額ヲ三十億円トセリ(満州及関東州ヲ除ク)

然ルニ年初以来輸出ノ実績ハ連旬不振ヲ極メ第一四半期ノ実績ヲ計画ト対比スルトキハ約二割七分ノ減少ヲ示シ之ノ中ニハ北中支ノ分ヲ含ムヲ以テ之ヲ除外スルトキハ減少歩合ハ一層甚シク約三割三分減トナル(昨年ノ実績ニ比較シ三割二分八厘減)

此ノ情勢ヲ以テスレバ極力輸出振興ニ努ムルモ本年ニ於ケル輸出ハ恐ラクハ十七億円程度(満州、関東州、北中支ヲ除ク)ヲ出デザル可ク新産金、貿易外受取超過等予定通リトセバ輸入力ハ二十一億余万円ナリ然ルニ今迄ノ実績ニ依レバ貿易外収支モ亦予定ニ反シテ却テ支払超過ノ状況ナルヲ以テ輸入力ヲ最大二十一億円ト見ルハ尚ホ寧ろ過大ナルベシ從テ予定ノ要輸入数額ノ物資ハ假令準備金八億余万円ヲ現送スルモ尚確保シ得ルコト殆ンド不可能ニシテ頭初ノ需給計画ニ根本的ノ修正ヲ加ヘ極力需要額ノ圧縮ヲ行フ外ナキ処作戦ノ進捗ニ伴フ軍需ハ到底頭初ノ需要額ヲ以テシテハ動員兵力ニ対スル

裝備補給ヲ全ウスル能ハズシテ却テ増加ヲ要スルノ実情ニ在リ此ノ相反スル増減ノ二要求ヲ完全ニ充足スル為ニハ勢ヒ国内需要ニ對シ極端ナル圧迫ヲ加フルト共ニ増加軍需ニ對シテモ極力ソノ減少ニ努ムル以外ニ方策ナシ依テ国内需要ニ對シテハ

1、軍ノ充足需要額ト為ルモノ及之ガ生産配給ニ必要ナル原料材料、機械器具、燃料等

2、輸出品原料、材料

3、国民生活維持上絶対必要ナル藥品、肥料等ノ最少限度

4、求償貿易關係ノ必要最少限度

ノ外ハ原則トシテ輸入ヲ認メザルコトトシ圧縮案ヲ樹立スルト共ニ軍需ニ付テモ自発的ニ代用品ノ積極的利用、在庫品ノ充當、納入品ノ規格ノ緩和、部内不用品ノ回収等ノ方途ヲ策セルモ尚要輸入物資ノ概算

国内需要 十九億八千百余万円

陸海軍 七億四千九百余万円

合計二十七億三千余万円(北中支ヨリノ輸入一億三千余万円ヲ含ム)程度ノ輸入ハ必要ト認メタリ然ルニ之ノ額ヲ充足スル為ニモ尚ホ準備金ノ大部分ヲ現送スルヲ要スル状況ニ立到ル可ク斯クテハ万一時局更ニ悪化ノ場合ニ於ケル兵器類ノ応急購入ノ資ニモ困窮スル次第ナルヲ以テ一応準備金ノ現送ヲ約半額四億円程度ニ止ムル如ク更ニ国内需要額ノ圧縮方提ヲ較ヘ特別貯油義務貯油ノ繰延、使用ヲ行フ外求償的取極メノ一部履行延期等ヲ策スルト共ニ生産力拡充ニ必要ナル機械類ノ一部繰延、国内物資ノ回収増等ヲ計画シ以テ国内需要中輸入ヲ要ス可キ物資ノ総額ヲ十八億一千余万円トセリ之ノ結果輸入総額ハ二十五億五千余万円トナリ内中北支ヨリ約一億三千万円ノ輸入物資ヲ見込ミアルヲ以テ之ノ大部分ハ為替關係ヲ発生セズトセ

パ約二十四億二千余万円トナリ日本銀行正貨準備金半額程度ヲ英米ニ送置利用スルコトニ依リ本年ノ難局ハ切り抜ケ得ベシ

而シテ国内需要額ニ対スル輸入額ヲ前記數額ニ止メシムル為ニハ後半徹底シタル物資使用ニ関スル制限策ヲ断行スルヲ要シ、之ニ伴ヒ幾多社会問題ノ發生、契約不履行ノ為生ズベキ賠償金支払問題ノ發生等ハ固ヨリ覚悟セザル可ラズ從テ之等匡救ノ為新ニ經費ノ支出其ノ他所要ノ措置ヲ講ズベキハ勿論ナリ

叙上ノ狀況ニ鑑ミ左記事項ヲ決定シ速ニ其ノ實現ヲ図ルハ現下喫緊ノ要務ナリトス

記

一、輸入總額ヲ二十五億五千余万円（中北支ヲ除キ約二十四億二千余万円）トシ一月十八日閣議決定重要物資供給確保ニ関スル件別冊昭和十三年重要物資需給対照補填対策一覽表（物動A〇〇四号）ヲ別冊（物動A〇〇八号）ノ通り改訂スルコト

尚需給計画ノ細部の修正ハ実行上ノ問題トシテ輸入總額ノ範圍内ニ於テ彼此融通処理スルコト、但シ輸出増加ニ因リ予定以上ノ輸出品原料ノ輸入ヲ要スル場合ハ右輸入總額ニ拘ラズ關係省協議ノ上別途処理スルコト

二、改訂需給計画遂行上、輸入力ノ不足ヲ補填シ且ツ輸出品原料ノ早期入手ヲ確保スル為日本銀行正貨準備金半額（四億円）ヲ速ニ英米ニ送置シ之ガ利用ヲ策スルコト

三、改訂需給計画遂行ノ為各庁夫々其ノ所管ニ応ジ別途請議ノ「國家總動員上緊急ヲ要スル諸政策ノ徹底強行ニ関スル件」ヲ速ニ実行スルト共ニ国内ニ於ケル輸入物資ノ使用制限ニ関連シテ概ネ別紙第一ニ準ジ所要ノ措置ヲ講ズルコト

三、物資使用制限ニ伴ヒテ發生スル各種補償問題失業救済等ノ為經

費ノ支出其ノ他所要ノ措置ヲ講ズルコト

四、改訂需給計画ニヨル物資ノ輸入ニ付テハ商工省物資調整局（同局所管ニ屬セザルモノハ当該庁）ニ於テ為替局ト連絡ノ上迅速ニ処理スルコト

別冊（物動A〇〇八号）ハ追テ企画院ヨリ送付ノコト

（別紙第一）

軍事用以外本需給計画実行上本年後半期物資使用ニ関連シ実施ヲ要スル主ナル制限禁止事項摘録

一、戦争遂行ニ直接必要ナラザル土木建築工事ハ現ニ着手中ノモノト雖モ之ヲ中止ス

(イ) 官公庁舎、事務所、学校新改築中止
(ロ) 万国博覧会、オリンピック工事ノ中止
(ハ) 百貨店、旅館等商業又ハ事務ヲ目的トセル大建築中止及住居新築ノ制限

(ニ) 其他不急ノ土木建築工事ノ中止繰延

二、鉄道軌道関係工事ノ中止繰延

軍事上及總動員上輸送力増加ヲ必要トスルモノヲ除クノ外鉄道軌道建設改良工事ノ中止繰延

三、船舶建造ノ一部中止又ハ繰延

四、電気、通信、瓦斯、水道事業中軍事上又ハ總動員上必要トスルモノ以外ニ対スル電燈、電熱、電話、瓦斯、水道敷設工事ノ中止
五、特別貯油、義務貯油ノ繰延及使用

六、要輸入物資ヲ原料トスル国内民需品ニ対スル禁止の制限ノ実施

(イ) 軍需用、輸出入、帆布、縫糸、工業用及衛生用等ノ特殊用途品ノ外綿糸布ノ紡織禁止

外地、滿州国及北支ニ対スル綿糸布ノ輸移出制限ノ実施

(ロ) 羊毛ヲ使用スル国内民需用品ノ製造及満開向羊毛製品輸出ノ高度制限、国内用包装黄麻布ノ製造禁止、マニラ麻ヲ原料トスル一般用紙ノ製造禁止、亜麻、苧麻、大麻等ヲ使用スル布地ノ他民需用品ノ製造禁止

(ハ) 牛皮ヲ使用スル靴、靴其ノ他一般民需用品、銅、真鍮、鉛、アンチモン等要輸入金属ヲ原料トスル家庭用品、日用品、生ゴムヲ使用スルゴム靴其ノ他一般民需用品ノ製造禁止、一般用紙ノ製造制限

(ニ) 前記ノ外一般ニ要輸入物資ヲ原料トスル国内民需用品ニ対スル禁止の制限

七、乗用自動車過半数ノ運転休止、鉄道軌道トノ並行路線、競争線ノ廃止、觀光バス廃止等交通機関ノ徹底的整理

八、海岸付近ニ出漁スル漁船ニ対スル石油使用ノ禁止の制限、平水及沿海航路重油船ノ就航制限、軍事上又ハ総動員上必要ナラザル事業ニ対スル重油揮発油使用ノ禁止の制限

九、輸入肥料使用ノ強度ノ制限
一〇、電力使用ノ制限

以上各項ノ実行ニツキテハ関係当局ニ於テ協議スルコト
(編注) 一部は一部資料では未消されているものもある。——部は
閣議での追加)

昭和十三年六月二十三日

〔三一三〕 閣議決定

国家総動員上緊急ヲ要スル諸政策ノ徹底強行ニ関スル
件

支那事変ハ今ヤ徐州陥落ニ因リ戦局ノ一大進展ヲ見ルニ至レリト雖モ其ノ前途ハ猶遠ニシテ国民ハ益々堅忍持久ノ覚悟ヲ固ムルノ要緊切ナルモノアリ

今回内閣ニ於テ国家総動員ノ會議ヲ開キ国家総動員ノ実施ニ関シ各省ヨリ報告ヲ求メ之ガ審議ヲ行ヒタルガ其ノ結果ニ徴スレバ輸出ノ減退其ノ他ノ事由ニ因ル國際收支ノ不均衡甚シク曩ニ策定セル昭和十三年物資動員計画ノ実現ハ極メテ困難ナルニ至レリ

此ノ状勢ニ対シ当面ヲ糊塗シ在再推移スルニ於テハ刻下喫緊ノ要務タル軍需ノ充足、生産力ノ拡充等ノ遂行ニ一大支障ヲ来シ重大ナル結果ヲ招来スルノ虞アリ 依テ此ノ際政府ハ一大決意ヲ以テ諸般ノ施設ヲ戦争目的ノ遂行ニ集中シ官民ノ時局ノ重大性ニ対スル認識ヲ深メ之ニ処スル国民ノ一大覚悟ヲ促ス為聲明ヲ発スルト共ニ断乎各般ノ障害ヲ排除シ国家存立上緊急ト認ムル左ノ諸方策ヲ強行スルコトトス

一 為替相場ノ堅持、軍需資材ノ供給確保、輸出ノ振興及国民(消費者)生活維持ノ為現在以上ノ物価騰貴ヲ抑制スルニ必要ナル措置ヲ講ズルト共ニ基準価格又ハ公定価格ノ設定等ノ外消費節約及配給統制ヲ併セ強化シ物価ノ引下ヲ行フコト

二 一般物資ニ付極力消費節約ヲ図ルコト 特ニ輸入物資ニ付テハ必要ニ応ジ使用制限乃至禁止規則ヲ制定シ代用品ノ使用ヲ強制スル等ノ方法ニ依リ国内不急用途ニ対スル物資ノ消費節約ヲ徹底強化スルコト

三 輸出増進ノ為総合計画ノ下ニ之ガ一般的促進策ヲ強化スル外
イ 貿易行政機能ヲ一元化スルコト

ロ 製品ノ輸出ト其ノ原料材料ノ輸入トヲリンクセシムル等ノ方法ニ依リ輸出用原料材料ノ輸入ヲ確保スルコト

ハ 輸入原料材料ニ付之ヲ国内消費用ト輸出用トニ區別シ輸出用原料材料ノ国内消費転用ヲ徹底的ニ防止スルコト

ニ 諸外国ニ於ケル日貨排斥ノ風潮ヲ防止スル為特別ノ措置ヲ講ズルコト

ホ 必要ナル特定品ニ対スル補助金ノ交付、民間貿易機構ノ改編等ニ付徹底的の措置ヲ講ズルコト

四 主要物資ニ付速ニ輸入及配給ノ機構ヲ完備スルコト

五 為替資金拡充ノ為在外資金ノ動員ヲ行フコト

六 戦時利得ノ抑制合理化ニ努ムルコト

七 貯蓄ノ普及徹底ヲ図ルコト

八 簡素ナル非常時国民生活様式確立ノ為国民運動ヲ起スト共ニ政府側ニ於テモ官吏自ラ範ヲ示ス等所要ノ措置ヲ講ズルコト

九 主要物資ノ増産殊ニ鉱産ノ増加ニ付徹底的の措置ヲ講ズルコト

十 軍需工業能力増進ノ為交代制ノ採用技術員其ノ他勞務者ノ急速充足ニ付必要ナル措置ヲ講ズルコト

十一 廢品等ノ回収ニ付国民運動ヲ指導利用スルト共ニ必要ナル組織ヲ確立スルコト

十二 転業及之ニ伴フ失業者救済ノ為必要ナル対策ヲ講ズルコト

十三 前諸号ノ政策ハ関係各省ニ於テ速ニ之ヲ実行スルコト 之ガ為必要ヲ生ズレバ国家総動員法中ノ一部条項ヲモ発動セシムルコト

軍需品生産上必要ナル勞務対策トシテ関係各庁ハ速ニ左記ニ依リ所要ノ措置ヲ講ズルモノトス

一、工鉱技術者（工業及鉱業ニ関スル大学、専門学校及中等学校等ノ卒業生）ニ関スル措置

(一) 新規学校卒業生ノ就職ヲ左記ニ依リ国家ニ於テ規制スルコト

1 新規学校卒業生ノ雇用ニ付テハ許可制度ヲ設ケ毎年雇用主ニ雇用許可数ヲ配当スルコト

ニ 此ノ場合雇用条件ノ適正化ニ付考慮スルコト

2 右ハ国家総動員法第六条ニ拠ルコト

3 主務庁ハ厚生省トシ関係各庁ト密接ニ協議スル為委員會ヲ設クルコト

4 内外地滿支間ノ配当ハ企画院之ヲ行フコト

5 許可配当ニ関シ必要ナル関係各庁間ノ連絡調整ハ企画院之ヲ行フコト

(二) 通学期間ノ短縮ヲ図ルコト

必要ニ応ジ通学期間ヲ短縮シ工場実務ニ就カシムルコトヲ得ルノ措置ヲ講ズルコト

二、工鉱技術者及勞務者ノ移動及争奪ノ防止ニ関スル措置

左記ニ依リ時局軍需産業ニ於ケル工鉱技術者及重要職種ノ勞務者ノ移動及争奪ノ防止ニ関スル措置ヲ採ルコト

(一) 工鉱技術者及重要職種ノ勞務者ニ付登録制度ヲ実施スルコト

(二) 被登録者ノ雇入ニ付テハ一定ノ制限ヲ加フルコト

(三) 此ノ場合雇用条件ノ適正化ニ付考慮スルコト

(四) 右二項ハ国家総動員法第六条及第二十一条ニ拠ルコト

(五) 主務庁ハ厚生省トシ主要事項ニ付関係各庁ト協議スルコト

(六) 本件ノ実施ニ当リテハ滿州北支等トモ連絡スルコト

昭和十三年六月二十八日

(三十四) 閣議決定

軍需品生産上必要ナル勞務対策要綱

三、一般勞務者ノ充足ニ関スル取扱方針

(一) 軍需勞務要員充足ニ関スル取扱要領ニ依ル勞務者ノ充足ニ当

リテハ成ルベク時局不急産業従業者ノ転用ニ努ムルコト

此ノ場合職業補導施設ノ拡充利用ニ依リ之ガ転用ノ為ノ教育ニ力ヲ注グコト

(二) 軍需産業勞務者ノ充足ニ依リテ農山漁村ニ於ケル勞務ノ不足

激化ノ虞アルヲ以テ勤勞奉仕、作業又ハ経営ノ協同化、器具機

械ノ利用等ニ付努ムルコト

尚農山漁村方面ヨリ労働者ヲ転出セシムルニ当リテハ厚生省

ハ農林省ト密接ニ連絡ヲ図ルコト

設 明

軍需生産力ノ拡充ハ現下緊急ノ要務ニシテ其ノ生産施設ヲ擴張シ之ニ伴フ勞務者ヲ充足スルハ之ガ第一要件ナリ

事變発生前後ヨリ此方技能者及熟練職工ノ養成其ノ他ノ勞務者ノ募集等ニ関シ各種ノ施設ヲ講ゼラレタルモノアリト雖本日ノ情勢ニ対シテハ尚ホ未ダ充分ト称スルコトヲ得ズ加之機械ノ取得意ノ如クナラズシテ勞務者ノ供給不足ト相俟テ向後ノ軍需品注文ノ消化スラ危惧セラルル狀況ナリ之ニ対処スルノ途ハ一面既存生産施設ヲ最大限度ニ運転活用スルト共ニ各種勞務者ノ供給ヲ円滑ニスル方途ヲ講ズルニ在リ

本要綱ハ取敢ズ右ノ目的達成ノ為必要ナル措置ヲ掲ゲタルモノニシテ現下ノ情勢ニ伴フ其ノ他ノ勞務対策ハ追テ之ヲ定ムルコトトス

昭和十四年一月十七日

(三—五) 閣議決定

生産力拡充計画要綱

本計画ハ現下内外ノ情勢ニ鑑ミ東亞ノ安定勢力タル我国国力ノ充實強化ヲ図リ併セテ我国運ノ将来ニ於ケル飛躍ノ發展ニ備フル為重要ナル国防産業及基礎産業ニ付昭和十六年ヲ期シ所要ノ目標ニ達セシムベキ日滿支ヲ通ズル生産力ノ総合的拡充計画ヲ確立シ万難ヲ排シ之ガ達成ヲ期スルモノトス。

一、根本方針

(一) 本計画ノ範圍ハ国防力ノ基礎充實ニ主眼ヲ置キ特ニ統一の計画ノ下ニ急速拡充ヲ要スル重要産業ニ之ヲ限定ス。

(二) 本計画ハ日滿支間相互ノ緊密ナル連絡協調ノ下ニ日滿支ヲ通ズル総合的計画ヲ樹立スルノ方針ニ基キ我国重要産業ニ付之ガ生産力拡充計画ヲ確立スルモノトス。

(三) 本計画ハ重要資源ニ付我勢力圏内ニ於ケル自給自足ノ確立ニ努メ以テ有事ノ場合ニ於テモ可及的第三国資源ニ依存スルコトナカラシムルコトヲ目標トスルモノトス。

二、目 標

計画産業ノ種類並ニ本計画ニ依リ昭和十六年度ニ於テ到達スベキ生産目標及各年次別生産予定額左ノ如シ。(表略)

三、実施方策

本計画ハ其ノ立案ノ本旨ニ基キ官民一体ト成リ其ノ牢固タル決意ト完全ナル協力ノ下ニ国ノ全力ヲ傾注シテ之ガ実現ヲ期スベク從テ政府ハ本計画ノ実施ニ当リテハ万般ノ措置ヲ講ジ計画ノ遂行ニ蹉跌ナキヲ期スルコトヲ要ス。

為之政府ハ從來ヨリ実施セラレタル産業振興ニ関スル諸般ノ制

度及施設ニ付極力其ノ有効適切ナル運用ニ努ムルト共ニ本計画ガ急速高度ナル生産力増大ヲ企図シ居ル点ニ鑑ミ計画ノ実行ヲ一層促進確保スル為各産業ノ実情ニ応ジ事業ノ統制及助成、技術者及勞務者ノ供給、資金ノ融通、必要資材ノ供与等ニ付特別ノ措置ヲ講ズルモノトス。

右ノ方策ニ基キ必要アル場合ニ於テハ法令ノ制定及國家總動員法發動ノ措置ヲ執ルモノトス。

尚本計画ノ実施ニ際シテハ物資動員計画トノ關係ニ付充分ナル考慮ヲ払フモノトス。

昭和十五年七月二十六日

〔三一六〕 閣議決定

基本国策要綱

世界ハ今ヤ歴史の一大転機ニ際会シ數箇ノ國家群ノ生成發展ヲ基調トスル新ナル政治經濟文化ノ創成ヲ見ントシ、皇國亦有史以來ノ大試練ニ直面ス、コノ秋ニ当リ真ニ肇國ノ大精神ニ基ク皇國ノ國是ヲ完遂セントセハ右世界史の發展ノ必然的動向ヲ把握シテ庶政百般ニ亘リ速ニ根本的刷新ヲ加ヘ万難ヲ排シテ國防國家体制ノ完成ニ万進スルコトヲ以テ刻下喫緊ノ要務トス、依ツテ基本国策ノ大綱ヲ策定スルコト左ノ如シ

基本国策要綱

一、根本方針

皇國ノ國是ハ八紘ヲ一字トスル肇國ノ大精神ニ基キ世界平和ノ確立ヲ招來スルコトヲ以テ根本トシ先ツ皇國ヲ核心トシ日滿支ノ強固ナル結合ヲ根幹トスル大東亞ノ新秩序ヲ建設スルニ在リ

之カ為皇國自ラ速ニ新事態ニ即応スル不拔ノ國家態勢ヲ確立シ國家ノ總力ヲ挙ケテ右國是ノ具現ニ万進ス

二、國防及外交

皇國內外ノ新情勢ニ鑑ミ國家總力發揮ノ國防國家体制ヲ基底トシ國是遂行ニ遺憾ナキ軍備ヲ充實ス

皇國現下ノ外交ハ大東亞ノ新秩序建設ヲ根幹トシ先ツ其ノ重心ヲ支那事變ノ完遂ニ置キ國際の大變局ヲ達觀シ建設的ニシテ且ツ彈力性ニ富ム施策ヲ講シ以テ皇國國運ノ進展ヲ期ス

三、國內態勢ノ刷新

我國内政ノ急務ハ國體ノ本義ニ基キ庶政ヲ一新シ國防國家体制ノ基礎ヲ確立スルニ在リ之カ為左記諸件ノ實現ヲ期ス

1、國體ノ本義ニ透徹スル教學ノ刷新ト相俟チ自我功利ノ思想ヲ排シ國家奉仕ノ觀念ヲ第一義トスル國民道德ヲ確立ス尚科學的精神ノ振興ヲ期ス

2、強力ナル新政治体制ヲ確立シ國政ノ綜合的統一ヲ図ル

イ、官民協力一致各々其ノ職域ニ応シ國家ニ奉公スルコトヲ基調トスル新國民組織ノ確立

ロ、新政治体制ニ即応シ得ヘキ議會制度ノ改革

ハ、行政ノ運用ニ根本的刷新ヲ加ヘ其ノ統一ト敏活トヲ目標トスル官界新態勢ノ確立

3、皇國ヲ中心トスル日滿支三国經濟ノ自主的建設ヲ基調トシ國防經濟ノ根基ヲ確立ス

イ、日滿支ヲ一環トシ大東亞ヲ包容スル皇國ノ自給自足經濟政策ヲ確立

ロ、官民協力ニヨル計畫經濟ノ遂行特ニ主要物資ノ生産、配給、消費ヲ貫ク一元的統制機構ノ整備

ハ、総合経済力ノ発展ヲ目標トスル財政計画ノ確立並ニ金融統制ノ強化

ニ、世界新情勢ニ対応スル貿易政策ノ刷新

ホ、国民生活必需物資特ニ主要食糧ノ自給方策ノ確立

ヘ、重要産業特ニ重、化学工業及機械工業ノ劃期的発展

ト、科学ノ劃期的振興並ニ生産ノ合理化

チ、内外ノ新情勢ニ対応スル交通運輸施設ノ整備拡充

リ、日滿支ヲ通スル総合国力ノ発展ヲ目標トスル国土開発計画ノ確立

4、国是遂行ノ原動力タル国民ノ資質、体力ノ向上並ニ人口増加ニ関スル恒久的方策特ニ農業及農家ノ安定發展ニ関スル根本方策ヲ樹立ス

5、国策ノ遂行ニ伴フ国民犠牲ノ不均衡ノ是正ヲ断行シ厚生の諸施策ノ徹底ヲ期スルト共ニ国民生活ヲ刷新シ眞ニ忍苦十年時艱克服ニ適応スル質実剛健ナル生活ノ水準ヲ確保ス

昭和十五年十月二十二日

〔三一七〕 転失業応急対策ニ関スル閣議決定

中小商工業ニ対スル対策

物資ノ不足、各種統制ノ強化、価格ノ公定、輸出ノ不振等ニ因リ中小商工業部門ニ於テハ従来ノ活動範囲ノ縮小並機能ノ変革ヲ余儀ナクセラルルモノヲ生ズベシ、固ヨリ之ニ対シテハ代用原料ノ使用、生産品ノ規格変更、中小商工業ノ組織化、時局産業ヘノ転換、下請制度ノ利用等ヲ図ルト共ニ政府ノ損失補償拡充ノ下ニ庶民金庫、商工組合中央金庫等ノ活用ニ依リ中小商工業者ニ対スル金融緩和ノ方

途ヲ講ズル等各般ノ対策ヲ実施シ及ブ限リ失業者ヲ出サザル様努ムベキモ尚中小商工業者並之ガ従業者ニシテ転業ノ止ムナキニ至ルモノハ相当多数ニ上ルモノト予測セラル、依ツテ此ノ際政府ハ左ノ要旨ニ依ル転業対策ヲ急速実施セントス

一、方針

(一) 転業ハ出来得ル限り官庁ノ強制的措置ヲ避ケ同業者ノ組合ノ申合せ等ニ基ク自治的措置ニ抛ラシメ政府ニ於テハ之ニ対シ必要ナル指導ヲ加フルコト

(二) 転業(従業者ヲ含ム)ニ依ル犠牲ヲ緩和シ以テ転業ヲ容易且迅速ナラシムルト共ニ国民労務再編成ノ見地ヨリ之ガ労働力ヲ最モ緊要ナル方面ニ再配置スベキ十全ノ施設ヲ講ズルコト

二、施設

(一) 人ノ問題

イ、転業問題ノ処理ニ当リテハ転業者ニ対シ失業者タルノ失望感ヲ与フルコトナク国策ノ必要ニ基ク時局下緊要ナル方面ニ動員配置サルルノ榮譽ト如何ナル労働ヲモ厭ハザルノ覚悟トヲ抱カシムルヲ目途トスルコト

ロ、転業ニ付テハ年少者、兼業者等転業容易ナル者ヲ先ニシ年長者、転業者等転業困難ナル者ハ多少能率低キモノト雖成ルベク現在ノ業務ヲ継続セシムルコト

ハ、転業者ノ転換先ハ概ネ次ノ如クスルコトトス

- (1) 軍需産業
- (2) 生産力拡充及付帯産業
- (3) 満州開拓民(中小工業開拓ヲ含ム)
- (4) 支那、南洋其ノ他海外ヘノ移住進出
- (5) 農業生産力拡充(国又ハ公共団体営開墾及帰農)

(6) 国防上必要ナル土木事業

ニ、転業相談ニ応ジ適切ナル勧奨指導ヲ加フベキ国民職業指導所ヲ設置スルコト(別案第一)

ホ、転業者ヲ收容シテ精神的肉体的基本訓練ヲ行フベキ国民勤勞訓練所ヲ設置スルコト(別案第二)

(二) 物ノ問題

転業者ノ財産処分負債整理等ニ対スル便宜ヲ供与シ以テ其ノ犠牲ヲ尠シラシメ転業ヲ容易ナラシムルコト之ガ為國民更生金庫ヲ設クルコト(別案第三)

別案第一

国民職業指導所設置案

一、現在道府県ニ存スル職業紹介所、中央商工相談所ヲ統合シテ国民職業指導所トスルコト

二、国民職業指導所ニ於テハ職業転換ノ勧奨、相談、指導、就職者ノ紹介、斡旋、其ノ他勞務ノ配分ニ関スル事務ヲ有機的一体トシテ行フモノトス

三、国民職業指導所ノ事務ニ付テハ知事ヲ責任者トシ其ノ業務執行ヲ円滑適正ナラシムル為國民職業指導員ヲ置クモノトスルコト
国民職業指導員ハ其ノ地方ニ於ケル商工業其ノ他ノ産業及社会事業ニ付知識経験ヲ有スルモノヨリ選任スルコト

四、国民職業指導所ハ厚生省ノ主管トシ中小商工業ノ転業ニ関スル事務ニ付テハ関係各省ト協力シテ之ヲ行フコト

別案第二

国民勤勞訓練所設置案

一、国民勤勞訓練所ハ新ニ設立スル特別ノ団体ニ委託シ經營セシムルモノニ要スル費用ハ国ニ於テ負担スルコト

二、差当リ東京、大阪ノ二ヶ所ニ設置スルコト

三、收容期間ハ三ヶ月以内トスルコト

四、訓練ハ被訓練者ヲ原則トシテ合宿セシメテ之ヲ行ヒ家族ニ対スル生活手当ヲモ考慮スルモノトスルコト

五、訓練修了迄ノ間ニ於テ国民職業指導所ト協力シ適職ノ判定其ノ他ノ指導ヲ行フモノトスルコト

六、国民勤勞訓練所ノ主管ハ厚生省トスルコト

尚

1 軍需産業及生産力拡充産業ヘノ転換ニ対シテハ職業補導所ノ活用ヲ図ルコト

2 満州開拓民ニ対シテ満州開拓民訓練所ヲ活用スルコト

海外ヘノ移住進出者ニ対シテハ特別ノ訓練施設ヲ考慮スルコト
3 農業生産力拡充ヘノ転換ニ対シテハ修練農場等ヲ活用スルコト

別案第三

国民更生金庫設置案

一、本金庫ハ時局ノ要請ニ応ジ転廢業セントスル者ノ資産、負債ノ整理ヲ促進スルヲ以テ目的トス

二、本金庫ハ東京ニ本社ヲ置キ全国枢要ノ地ニ支社、出張所ヲ設ク

三、本金庫ハ政府、地方公共団体等ヲ以テ出資者トシ出資金総額円トス、本金庫ハ債券ヲ発行スルモノトシ右債券ニ対シテ政府之ガ元利支払ノ保証ヲ為スモノトス

本金庫ハ預金部其ノ他ノ金融機関ヨリ資金ノ借入ヲ為スコトヲ得

四、本金庫ノ職員ハ固有職員ノ外各地毎ニ地方商工職員、預金部支部職員及銀行、信託会社、商工組合中央金庫、庶民金庫、信用組合、商業組合、工業組合等ノ職員ニシテ地方ノ事情ニ通曉シ且ツ

資産ノ評価並ニ処分ニ知識経験ヲ有スル者ヲ以テ之ニ充ツ

五、本金庫ハ転廃業者ヨリ其ノ事業用動産、不動産ノ信託譲渡ヲ受ケテ之ヲ管理、処分シ又右資産評価額ノ限度ニ於テ負債償還資金、転職資金等ノ貸付ヲ為スコトヲ得

六、転廃業者本金庫ニ資産ノ信託譲渡ヲ行ヒ資金ノ融通ヲ受ケントスル際ハ原則トシテ所屬組合ノ承認ヲ受クルモノトス（組合ニ於テ政府ノ監督ノ下ニ整理計画ヲ樹テタルモノニ限り本金庫ニ於テ引受クルモノトス）

七、所屬組合ニ於テ整理計画ヲ樹ツルニ際シテハ共助ノ原則ニ依リ

転廃業者ニ対シ組合ヨリ相当額ノ給付ヲ行フ建前ヲ執ルモノトス
八、本金庫ガ事業用資産ノ信託譲渡ヲ受クル場合ニ於ケル評価ハ一応營業ヲ継続スルモノトシテ妥当ナル価格ニ依ラシムルコトトス但シ七ニ依リ組合ヨリ給付ヲ受クル場合又ハ本人ノ資産状況等ニヨリ適當ニ之ヲ査定スルモノトス

九、信託ヲ受ケタル資産ノ評価額ト処分價格トノ差損額ハ政府之ヲ補填ス

十、資産処分ヲ了ヘテ尚ホ残存スル債務ニ付テハ適宜本金庫ニ於テ肩代リヲ行フモノトシ之ニ依リ生ズル損失ハ政府之ヲ補償ス但シ此ノ場合債権者ニモ相当ノ犠牲ヲ負担セシムルモノトス

十一、本金庫ノ毎年度収支差額並所要利子ハ政府ヨリ之ヲ補給スルモノトス

十二、本施設ニ伴フ国庫ノ負担ヲ可及的輕減スル為關係組合等ヨリ納付金等ノ徴収ヲ考慮スルコト

昭和十五年十一月八日

〔三一八〕 閣議決定

勤勞新体制確立要綱

高度国防国家体制ノ完成、国家生産力ノ増強ハ国民勤勞ノ充實發揚ヲ基調トスルモノナルニ鑑ミ全勤勞者ヲシテ創意ト能力ヲ最高度ニ發揮セシムルト共ニ勤勞ノ育成培養並ニ適正ナル配置ヲ図リ以テ勤勞員ノ完遂ヲ期センガ為勤勞新体制ヲ確立セントス
之ガ為勤勞精神ノ確立並ニ資本、經營、勞務ノ有機的一体タル企業經營体ニ於ケル勤勞組織及其ノ連合体ノ確立並ニ行政機構ノ整備ヲ為スモノトス

第一 勤勞精神ノ確立

勤勞ハ皇国民ノ奉仕活動トシテ其ノ国家ノ人格性、生産性ヲ一体的ニ高度ニ具現スベキモノトス

從ツテ勤勞ハ皇国民ニ對スル皇国民ノ責任タルト共ニ榮譽タルベキコト

各自ノ職分ニ於テ其ノ能率ヲ最高度ニ發揮スベキコト

秩序ニ從ヒ服從ヲ重シシ協同シテ産業ノ全体ノ効率ヲ發揚スベキコト

全人格ノ發露トシテ創意的自發的タルベキコトヲ基調トシテ勤勞精神ヲ確立ス

第二 單位經營体ニ於ケル勤勞組織ノ確立

單位經營体ニ於ケル勤勞組織ハ左ノ要領ニ依リ組織スルモノトス

一、企業經營者ヲ以テ指揮者トシ經營体ニ所屬スル全勤勞者ヲ以テ構成スル特別社団組織タルコト

二、構成員ガ經營体ニ於テ各其ノ職分ニ基キ協心一体トナリ生産性ヲ最高度ニ發揚スルコトヲ推進スルト共ニ勤勞精神ヲ確立

シ其ノ福祉ヲ増進シ勤勞ノ根基ヲ育成培養スルコトヲ目的トシ
之ガ為必要ナル事業ヲ為スモノナルコト

三、生産性ノ向上、福祉ノ増進等勤勞ニ関スル一切ノ事項ニ関シ
上意下達下意上達ヲ行フ機関並ニ之等ノ事項ニ関シ特別ニ研究
及実践ノ促進ニ当ル機関等必要ナル機関ヲ設クルコト

四、中小経営体ノ場合ノ如キ単位ノ経営体ニ本組織ヲ設クルコト
不適当ナル場合ニ於テハ一定地区内又ハ一定地区内同種業態ノ
経営者従業員ヲ以テ前記ニ準ジ単一ノ勤勞組織体ヲ組織セシム
ルコト

五、本勤勞組織ハ工業、鉱業、交通業ノミナラズ商業其ノ他可及
的全産業ニ亘リ之ヲ組織スルコト

第三 勤勞組織連合体ノ確立

勤勞組織連合体ハ左ノ要領ニ依リ組織スルモノトス

一、全国ノ単位勤勞組織体ヲ以テ単一ノ勤勞組織連合体ヲ、一
定地域内ニ於ケル単位勤勞組織体ヲ以テ地方勤勞組織連合体ヲ
組織スルコト

地方勤勞組織連合体ハ必要ニ応ジ地区ニ支部組織ヲ設置スルコ
トヲ得ルコト

海上運輸業ニ付テハ実状ニ即シ勤勞組織体ヲ組織シ勤勞組織
連合体ニ加入スルコト

二、勤勞組織連合体ハ公的特別社団組織トシ単位勤勞組織体又ハ

下部勤勞組織連合体ヲ指導統轄スルモノタルコト

三、国及地方勤勞組織連合体並ニ地区支部ハ必要ニ応ジ活動組織
トシテ産業別部会組織ヲ設クルコト

四、勤勞組織連合体ニ中央本部ヲ置キ指導者ノ養成、能率増進
方策ノ基本的研究及指導、厚生事業ノ総合的実施等ノ外政府ノ

補助機構トシテ職業轉換、勞務需給ノ調整其ノ他勞務統制ノ事
業ヲ行フモノトスルコト

五、地方勤勞組織連合体ハ前号ニ準ジ事業ヲ実施スルノ外紛争議
ノ調停、青少年ノ特別訓練等ヲ行フモノトスルコト

六、産業別部会ハ当該産業部門ノ勤勞ニ関スル特殊問題ノ研究、
調査、企画ノ外必要ニ応ジ特別會計ヲ設ケ事業ノ実施ヲ為シ得
ルモノトスルコト

第四 勤勞組織連合体ト他ノ団体トノ關係

一、勤勞ニ関スル研究、調査、指導等ヲ目的トスル現存ノ諸団体

ハ可及的之ヲ勤勞組織連合体ニ統合スルコト

二、官業ニ於テモ以上ニ準ジ勤勞組織体ヲ組織スルモノトシ各勤
勞組織連合体ト緊密ナル連絡ノ下ニ一体タル如ク活動スルコト

三、農業ニ関シテハ農業団体ヲ以テ農業勤勞組織体ト看做シ勤勞
組織連合会トノ關係ハ概ネ左ノ如クスルコト

イ、勞務統制ニ付テハ相互連繫シテ総合計画ノ下ニ之ヲ実施ス
ルコト

ロ、厚生其ノ他ノ事業ニシテ農業勤勞者ヲ包含スルヲ適當ト認
ムル事項ニ関シテハ一体トシテ之ヲ実施スルコト

ハ、相互ニ役員ノ交互配置又ハ常設連絡機関ノ設置等ニ付適當
ノ措置ヲ講ズルコト

第五 行政機構

勞務行政機構ハ本勤勞新体制ニ即応スル如ク之ガ改革ヲ図ルコト

第六 外地ニ於ケル体制

外地ニ於テハ特殊事情ヲ考慮シ差支ナキ限リ本要綱ニ順応セシム
ルコト

昭和十五年十二月七日

〔三一九〕 臨時閣議決定

經濟新体制確立要綱

第一 基本方針

日滿支ヲ一環トシ大東亞ヲ包容シテ自給自足ノ共榮圈ヲ確立シソノ圈内ニ於ル資源ニ基イテ國防經濟ノ自主性ヲ確保シ、官民協力ノ下ニ重要産業ヲ中心トシテ総合的計画經濟ヲ遂行シ以テ時局ノ緊急ニ対処シ國防國家体制ノ完成ニ資シ、ヨツテ軍備ノ充實、國民生活ノ安定、國民經濟ノ恒久的繁榮ヲ計ラントス。シカシ、コレガタメニハ(一)企業体制ヲ確立シ資本經營勞務ノ有機的一體タル企業ヲシテ國家總合計画ノ下ニ國民經濟ノ構成部分トシテ企業担当者ノ創意ト責任トニオイテ自主的經營ニ任ゼシメ、ソノ最高能率ノ發揮ニヨツテ生産力ヲ増強セシメ(二)公益優先、職分ヲ奉公ノ主旨ニ從ツテ國民經濟ヲ指導スルトトモニ經濟団体ノ編成ニヨリ國民經濟ヲシテ有機的一體トシテ國家總力發揮シ高度國防國家目的ヲ達成セシムルヲ要ス。

本要綱ノ實施ニ當リテハ現下ノ時局ニ鑑ミ、ソノ緊急ナルモノニ重点ヲオキ、必要ニ応ジ遂次コレヲ實施スルモノトシ、生産力ノ低下配給ノ不円滑ヲ生ズルコトナク、民心ノ不安ヲ來スコトナキヲ期ス、ナホ本体制ノ整備ニ即應シテ關係行政機構オヨビ、ソノ事務ノ再編成ヲ行フ。

第二 企業体制

企業体制ヲ確立シ各個ノ企業ヲシテ國家目的ニ從ヒ、ソノ創意ト責任トニオイテ、コレヲ經營セシメ生産ノ確保増強ヲ期ス。

一、企業ハ民營ヲ本位トシ國營オヨビ國策会社ニヨル經營ハ特別ノ必要アル場合ニ限ル

二、企業ハソノ性質ニヨリ一定ノ基準ニ從ヒ、コレガ設立ナドニツキ必要ニ応ジ制限ヲ加フ

三、企業ハソノ性質ニヨリ一定ノ基準ニ從ヒ生産計画ナラビニ技術的見地ヨリミテ、コレヲ分離結合セシムルコトヲ得

四、中小企業ハコレヲ維持育成ス、但シソノ維持困難ナル場合ニオイテハ自主的ニ整理統合セシメカツソノ円滑ナル轉移ヲ助成ス

五、企業ハ國家的生産増強ニ寄与セシメ、マタソノ恒久的發展ヲ遂ゲシムルタメ適當ナル指導統制ヲ加フ

(イ) 主要物資ノ價格ヲ公定スルニアタリテハ、中庸生産費ヲ基礎トシ適正利潤ヲ計上ス

(ロ) 國民經濟ノ秩序保持ニ障礙アル投機的利潤オヨビ独占的利潤ノ發生ヲ防止スルトトモニ適正ナル企業利潤ヲ認め、特ニ國家生産ノ増強ニ寄与シタルモノニ對シテハ、ソノ利潤ノ増加ヲ認ム

(ハ) 企業利益ノ分配ニアタリテハ適當ナル制限ヲ加フルモ、ソノ超過部分ハ公債ソノ他ヲモツテ留保シ一定条件ニ從ヒ一定期間後ニオイテ処分スル途ヲ拓ク

(ニ) 發明発見ニヨリ國家生産ノ増強ニ寄与シタルモノニ對シテハ、特別ナル報奨ノ途ヲ講ズ

(ホ) 技術ハコレヲ公開スル途ヲヒラキ、ソノ優秀ナルモノニ對シテハ適當ナル報奨ヲ与ヘモツテ、ソノ進歩ヲ促進ス

(ヘ) 企業ノ設備更新ヲ容易ナラシメソノ他企業ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルタメ鎖却ヲ強化ス

(ト) 企業ノ國家的生産増強ニ對スル寄与ニ應ジ、重点的ニソノ拡充發展ヲ助成ス

六、農業水産業經營ノ企業体制ニツイテハ別途コレヲ考慮ス

第三 経済団体

一、経済団体組織

(イ) 重要産業部門ニツイテハ企業オヨビ組合ヲ単位トシ同一業種ニ属スル業者マタハ同一物資ニ関スル業者ヲ網羅スル業種別マタハ物資別経済団体ヲ組織ス、ソノ基本条件左ノ如シ

1、経済団体ハコレヲ特殊法人トス

(イ) 経済団体ハ業者ノ推薦ニ基キ政府ノ認可スル理事者指導ノモトニ、コレヲ運営ス

(ロ) ソノ他ノ産業ハ前項ニ準ジ必要ニ応ジ業種別マタハ地域別系統団体ニ組織ス

(ハ) 外地ノ企業ハ外地各地域ニオイテ前各項ニ準ジソレゾレ経済団体ヲ組織ス、但シ内地トノ一元的統制ヲ特ニ必要トスルモノニツイテハ全国的統制ニツキ適當ナル措置ヲ講ズ

(ニ) 経済団体ヲ組織スルニツキ特ニ留意スベキ事項左ノ如シ

一、経済団体ノ編成ニアタリテ重要ナルモノヨリ遂次必要ナル順序ニヨリコレヲ組織ス

二、軍事上特ニ必要アル企業ニツイテハ別途コレヲ考慮ス

三、全産業ヲ統轄スル最高経済団体ハ必要アリト認めタルトキニオイテコレヲ設置ス

経済団体ノ職能

(イ) 重要産業経済団体ノ職能左ノ如シ

一、政府ノ協力機関トシテ重要政策ノ立案ニ対シ政府ニ協力スルト共ニ実施計画ノ立案オヨビソノ計画実行ノ責ニ任ジカツ必要アル場合ニオイテハ政府ニ意見ヲ具申ス

二、前項ノ計画実行ニツキ下部経済団体オヨビ所屬企業ノ指導ニ在ズ

三、必要ニ応ジ生産配給等経営ノ実績調査ヲナストモニ生産品ノ品質規格ノ検査ノ衝ニ当リ下部経済団体ヲ監督ス

四、共同計算ソノ他ノ方法ニヨリ犠牲事業等ニ対シ共助ノ実ヲ挙げ産業ノ発展ニ資ス

(ロ) ソノ他ノ団体ノ職能モ概ネ右ニ準ズ

五、政府ノ監督オヨビ大政翼賛会トノ關係

(イ) 政府ハ経済団体ヲ指導監督ス

経済団体ノ整備ニ伴ヒ、ソノ運営ハコレヲ出来ウル限り自主的ナラシメ指導監督ハ大綱ニ止ム

(ロ) 政府ハ経済団体ノ組成発達ヲハカル為大政翼賛会ト協力ス

昭和十六年五月二十七日

〔三一〇〕 閣議決定

科学技術新体制確立要綱

第一方 針

高度国防国家完成ノ根幹タル科学技術ノ国家総力戦体制ヲ確立シ科学ノ画期的振興ト技術ノ躍進の発達ヲ図ルト共ニ其ノ基礎タル国民ノ科学精神ヲ作興シ以テ大東亞共栄圈資源ニ基ク科学技術ノ日本の性格ノ完成ヲ期ス

第二要 領

緊迫セル国勢情勢ニ即応シ我国科学技術ノ総力戦体制ヲ整備シ其ノ躍進的振興ヲ図ル為左記方策ヲ強力ニ実施ス

科学技術研究ノ振興方策

- (一) 基礎研究ヲ充實促進シ、応用研究ヲ連絡進展セシムルト共ニ之等ノ研究能率ヲ發揮セシムル具体方策ヲ講ズ
 - (二) 工業化研究ヲ振興シ研究成果ノ活用ヲ図ル
 - (三) 研究者ノ養成及配置ヲ計画的ニ強行ス
 - (四) 研究費ヲ優先的ニ充實スル具体方策ヲ確立ス
 - (五) 研究用資材ヲ物資動員計画ニ於テ優先確保ス
 - (六) 国家緊要ノ技術ヲ進展セシムルニ必要ナル研究事項ニツキ企画シ之ガ研究促進ノ方途ヲ講ズ
 - (七) 研究ノ補助奨励ニ関スル具体方策ヲ確立ス
 - (八) 国家ノ科学技術能力ヲ拡充シ其ノ進歩ニ貢献シタル科学技術者ノ表彰ヲ行フ
- ### 技術ノ躍進方策
- (九) 大東亜共栄圏資源並ニ環境ニツキ科学的基礎調査ヲ整備強化ス
 - (十) 総力戦体制ニ於テ国家緊要ノ技術ニ関スル画期的躍進目標ヲ確定シ之ヲ計画期間内ニ実現セシムル為技術能力ヲ集中動員ス
 - (十一) 優秀技術ノ不断ノ発展ト其ノ急速ナル普及ヲ図リ此ノ目的ニ貢献シタル企業ニ対シテハ資金統制並ニ經理統制ノ運用其ノ他ニ於テ適切ナル報奨ノ途ヲ講ズ
 - (十二) 工業所有権ヲ適正ナル報償ノ下ニ国家目的ニ基キ使用セシム
 - (十三) 技術ノ輸出入ヲ総力戦目標ニ基キ計画統制ス
 - (十四) 企業経営組織ニ技術的能力者ヲ充足セシム
 - (十五) 技術者技能者ノ計画的養成ト其ノ総力戦的配置ヲ行フ

(十六) 規格統一並ニ工業標準化ヲ急速整備強制ス

科学精神ノ涵養方策

- (十七) 国民科学精神ノ涵養ヲ図ル為メ必要ナル教育教科ノ刷新ヲ行フ

- (十八) 国民特ニ青少年ノ技術的訓練ニ関スル施設ヲ整備シ国防科学的訓練並ニ防諜訓練ヲ行フ

- (十九) 科学普及ニ関スル社会施設ヲ増設整備スルト共ニ刊行物等ニヨル科学技術ノ社会教育ヲ刷新強化ス

- (二十) 国民体位ヲ向上セシメ戦時生活ヲ維持スルニ必要ナル国民生活ノ科学化ヲ図ル

第三 措 置

科学技術水準ノ躍進速度ヲ急速ニ増嵩セシムル為一般産業及教育行政機関ト別個ニ基礎研究、応用研究、工業化研究ヲ専門別ニ一貫シテ統轄指導スルト共ニ各専門相互間ヲ有機的ニ連絡総合スル科学技術ノ研究及行政中枢機関ヲ早急ニ創設ス

其ノ措置次ノ如シ

科学技術行政機関ノ創設

本機関(仮称技術院)ハ内閣ニ直屬シ左記事項ヲ所掌ス

- (二十一) 技術院ニ於テ実施ス可キ事項左ノ如シ

前記要領中(十) (十二) (十六) 各項

- (二十二) 技術院ニ於テ企画及連絡統轄ニ当ル外一部実施ス可キ事項左ノ如シ

前記要領中(一) (二) (三) (四) (六) (七) (八)

(九) (十一) (十三) (十五) (十九) 各項

- (二十三) 技術院ニ於テ総合企画及連絡統轄ニ当ル可キ事項左ノ如シ

前記要領中(五)(十四)(十七)(十八)(二十)

尚本機関ノ一部トシテノ機能ヲ發揮ス可キ又ハ其ノ機能ヲ具
備スル各庁既存部局ハ本機関ニ移管ス

科学技術研究機関ノ総合整備

(二十四) 官庁研究機関ノ研究能率發揮ノ為予算、會計、人事其
ノ他ノ制度ヲ適正化ス

(二十五) 既存官民科学技術研究機関ヲ有機的ニ連絡調整シ恰モ

一大総合研究機関ノ如キ機能ヲ發揮セシムル為必要ナル措置
ヲ講ズ

(二十六) 国防科学技術ニ関スル総合研究機能ヲ發揮セシムル為

特殊法ニ依ル総合研究機関ヲ創設シ就中航空並ニ材料ニ関ス
ル技術ノ刷新向上ハ飛躍的且先行的ナラシムル要アル国際情

勢ニ鑑ミ特ニ航空並ニ材料研究部門ヨリ早急著手整備ス

科学技術審議会ノ設置

科学技術最高国策ニ関スル重要事項ヲ調査審議スル為内閣ニ

科学技術審議会ヲ設置ス

備考

一、本要綱ハ遅クトモ昭和十六年九月一日ヨリ実施スルモノト
ス

二、本要綱実施ノ為関係各庁高等官ヨリナル準備委員会ヲ設ク
ルモノトス

昭和十六年八月二十九日

〔三一―一〕 閣議決定

勞務緊急対策要綱

第一趣旨

現下ノ緊迫セル時局ニ対処スル勞務動員ハ、其ノ規模並ニ程度ニ
於テ画期的ノモノナルヲ以テ、真ニ全国民ノ一致團結セル動員態
勢ヲ整備シ、以テ人的資源ノ最高度ノ活動ヲ図ラザルベカラズ
仍テ左ノ要領ニ依リ勞務緊急対策ヲ樹立実施セントス

第二要領

一、勤勞報國精神ヲ確立昂揚ス

(1) 勤勞ハ国民ノ義務ニシテ、国家ノ要求ニ従ヒ行ハルベキモ
ノタルノ精神ヲ徹底セシムルコト

(2) 勤勞ノ榮譽ヲ顕彰スル国家的表彰制度ヲ確立スルコト

二、勞務配置ノ調整ヲ強化スル為、從業者移動防止令及青少年雇
入制限令ヲ廃止シ、新ニ勅令ヲ制定ス

(1) 重要工場、事業場ニ於ケル勞務者ノ解雇及退職ヲ極力抑制
スルコト

(2) 重要産業要員ノ充足ヲ円滑ナラシムル為、一般産業ニ於ケ
ル從業者ノ新規雇入及使用ノ制限ヲ強化スルコト

三、勞務給源確保ノ為速ニ職業轉換ヲ促進ス

(1) 整備ヲ必要トスル産業ノ業種並ニ整理割合ヲ概定シ勞務ノ
再配置計画ヲ樹立実施スルコト

(2) 企業免許制ヲ確立実施スルコト

(3) 国家ノ要請ニ依ル職業轉換者ニ付テハ其ノ轉換ヲ容易ナラ
シムル為適當ナル措置ヲ講ズルコト

四、重要産業要員ノ充足ニ備フル為、国民登録制度ヲ拡充ス

(1) 男子ノミナラズ、女子ヲモ加ヘ其ノ範圍ヲ拡大ス(男子滿
十六年以上滿四十年未滿、女子滿十六年以上滿二十五年未滿)

(2) 一定年令ヲ超ユル者ニハ志願登録ヲ認ムルコト

五、重要産業要員充足ノ為国民徴用制度ヲ改正ス

(1) 徴用ヲ実施スベキ総動員業務ノ範圍ヲ拡大スルコト

(2) 被徴用者並ニ家族ニ対スル扶助援護ニ付措置スルコト

六、勤労能率ヲ増進シ生産ノ向上ヲ図ル為職場秩序ノ確立ヲ目標トシテ勤労組織ヲ整備スルトトモニ、重要工場、事業場ニ於ケル労務管理ヲ刷新強化スル為特別ノ措置ヲ講ズ

七、勤労奉仕ヲ制度化シ、学生生徒及一般青壮年ヲ動員シテ国家

総動員業務ニ協力セシム

八、総動員業務従業者ノ住宅充足ヲ図ル為必要ナル措置ヲ講ズ

九、技術者並ニ労務者充足ノ為学校修業期間ヲ短縮ス

第三 実施措置

一、中央地方ニ於ケル労務行政機構ヲ整備ス

二、国民職業指導機構ヲ拡充整備ス

三、関係各庁ノ連絡ヲ緊密ニスルタメノ措置ヲ講ズ

四、大政翼賛会、大日本産業報国会等ノ協力活動ヲ促進ス

五、必要ナル予算的措置ヲ講ズ

昭和十六年十二月九日

〔三一―一二〕 閣議ニ於ケル内閣総理大臣ノ要望

緊急実行ヲ要スル内政政策ニ就テ

今次大東亜戦争ノ規模ハ広大ニシテ且長期ニ亘ルベシ。而シテ武力戦ノ成功ニハ疑ナキモ、本戦争ノ成敗ハ一ニ高度国防国家体制ノ完成ノ如何ニ懸ルモノト思考セラル次第ナリ。而シテ高度国防国家体制建設ニ方リ最モ意ヲ用フベキハ生産力ノ拡充ト国民生活ノ確保ノ

二点ニ在リ。国防重要産業ノ生産力拡充ニ就キテハ、既往ニ於ケル官民ノ努力ニ依リ政策ノ方向ハ一応軌道ニ乘リタル觀アルモ、今後加重スベキアラユル困難ヲ克服シ、強力ニシテ堅実ナル実行ノ成果ヲ挙ゲンガ為ニハ、一段ノ努力ヲ要スルノミナラズ、国民生活ノ確保ト其志氣ノ昂揚トヲ図ルコトハ、特に刻下ノ急務ニ屬ス。

依テ政府ハ如上ノ実情ニ鑑ミ国民精神ノ昂揚ノ為ノ方策ヲ徹底シ国民生活ノ戦時体制化ト其ノ安定トヲ確保シ、戦争遂行力強化ノ基礎ヲ速急ニ確立スル為、之ガ具現ニ必要ナル行政機構ノ整備調整、戦時経済体制ノ確立、国民生活ノ確保並ニ其厚生施設其他各般ノ緊急政策ヲ樹立スルノ要アリト信ズ。

而シテ之ガ為ニハ新ニ政策ヲ樹立スベキモノ、既ニ方針要綱等ニシテ決定セラレタルモ未ダ実行ニ移ラザルモノ、既ニ実行ニ移リタルモノモ徹底セザルカ或ハ改善ヲ要スルモノ等ニ亘リ、此際速ニ適切ナル方策ヲ樹テ之ガ実行ヲ促進スルノ要アリ。

又戦時経済統制ノ為、往々ニシテ実行ニ当ル官吏ノ権限増大ニ伴ヒ、或ハ腐敗墮落或ハ無能不熟等ノ為、各種ノ弊害統出ノ傾向アリ。又中央ノ庶務地方ノ実情ニ合セザルモノ無シトセザルニ鑑ミ、監察検査等ノ必要ヲ感ズル次第ナリ。

各省等ハ以上ノ趣旨ニ基キ、具体策ヲ至急立案ノ上本大臣ノ下ニ提示セラレ度ク、本大臣ハ之ヲ取纏メノ上閣議ニ付シ、着々実行ニ移シ度シト思料ス。

(編注 この要望は、昭和十六年十二月十三日に内閣書記官長より、各省大臣宛に送付された。)